



法令解説

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の改正及び留意事項について

消防庁危険物保安室

1 はじめに

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（令和3年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。以下「化審法省令」という。）が令和3年9月21日に公布され、同年10月22日に施行されることとなりました。

2 改正の概要

今回の改正は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第28条第2項において、業として第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、技術上の基準に従わなければならないとされているところ、令和3年4月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「化審法政令」という）が一部改正（図1）されたことにより、PFOA又はその塩が新たに第一種特定化学物質として指定されたことを踏まえ、化審法省令の名称及び定義規定（第1条第1項第4号）を改正（図2）し、PFOA又はその塩を新たに技術上の基準の対象に加えることとなりました。なお、PFOA又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤にかかる適合義務の内容は、PFOS又はその塩が使用されているものと同じ内容となります。

改正後		改正前	
附 則 1・2 （略） （経過措置） 3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。		附 則 1・2 （略） （経過措置） 3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。	
第一種特定科学物質	製 品	第一種特定科学物質	製 品
PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	(新設)	(新設)

〈図1〉化審法政令の改正新旧表

改正後	改正前
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令</p> <p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義当該各号に定めるところによる。 一～三 (略) 四 汚染物 PFOS又はその塩若しくはPFOA又はその塩(以下この号において「PFOS等」という。)を含む廃液又はPFOS等が付着している布その他の不要物をいう。</p>	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令</p> <p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義当該各号に定めるところによる。 一～三 (略) 四 汚染物 PFOS又はその塩を含む廃液又はPFOS又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。</p>

〈図2〉化審法省令の改正新旧表

3 化審法省令の施行に伴う留意事項

- PFOA又はその塩を、その成分として意図的に含む有機フッ素化合物を使用している消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火薬剤等」という。）については、化審法第28条第2項における「第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当し、化審法省令において定める技術上の基準に基づく取扱いが必要となります。なお、他の化学物質を製造する際に非意図的に副生されるPFOA又はその塩（以下「副生PFOA」という。）を含有した消火薬剤等については、第一種特定化学物質を意図的に使用したものではないことから、当該技術上の基準は適用されません。
- 化審法省令第3条に基づく表示については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）」（平成22年9月3日付け消防第215号・消防予第385号・消防危第191号・消防特第168号）に記載のとおりです。
- 消防機関等は、副生PFOAを含有した消火薬剤等を使った放射訓練や演習等（以下「放射訓練等」という。）を実施する場合にあっては、次に示すところにより、環境放出を抑えるよう努めてください。
 - 1 放射訓練等を実施する場合は、事前に訓練計画を立てるとともに、訓練場所を指定する。
 - 2 化審法政令の施行前に製造された消火薬剤等を放射訓練等に使用することは極力控えるとともに、第一種特定化学物質が使用されていない訓練用の消火薬剤等や、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成31年3月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）に基づき、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環企発第1808319号。以下「運用通知」という。）により、第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用した消火薬剤等の活用を検討する。
- 3 やむを得ず、化審法政令の施行前に製造された消火薬剤等を用いて放射訓練等を実施する場合は、使用する消火薬剤等の量を必要最小限にするとともに、使用薬剤量及び放水量を管理する。
- 所定の使用年限を経過した消火薬剤等（PFOA又はその塩を含有しないものを含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等においては、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）その他の関係法令の規定に従い処理する必要があります。なお、別途、環境省からPFOA又はその塩を含む消火薬剤等を処理する場合の留意事項が示された際には、それに留意する必要があります。
- PFOA又はその塩が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約附属書Aに追加された趣旨に鑑み、その環境放出抑制の観点から、化審法省令において定める技術上の基準の適用を受ける消火薬剤等については、第一種特定化学物質が使用されていないものや運用通知により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用するものへの切り替えを早期に進めるよう努めてください。

4 おわりに

PFOA又はその塩を、その成分として意図的に含む有機フッ素化合物を使用している消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤については、原則として化審法省令において定める技術上の基準に基づく取扱いが必要となりますが、PFOSの場合と同様に火災時においては今まで通り使用可能です。